

併設型指定認知症対応型通所介護事業所

にこにこ友愛 運営規程

社会福祉法人 徳之島福祉会

令和 6 年 4 月 1 日

第1節 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 認知症の方々には「個々の心を開き、その方々の自己表現を援助する。」事を目標とし、個々にふさわしい状況をつくり、安心して自己表現できる機会や、地域住民との交流、日常生活上の機能訓練により、認知症の方自身が自信を取り戻し、認知症の進行を抑えあるいは遅くし、時には改善できると信じてサービスを提供していく事を目的とします。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業所の従業者は、要介護者等の認知症（法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | | |
|-----------|---------------------|--------|
| (1) 名 称 | 併設型指定認知症対応型通所介護事業所 | にこにこ友愛 |
| (2) 所 在 地 | 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 2124-2 | |
| (3) 指定番号 | 4679300063 | |

第2節 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定認知症対応型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次ぎのとおりとします。

- (1) 管理者 1 以上（他事業所又は他職務と兼務）

管理者は、事業所の業務を掌理し、従業員を指揮監督します。

- (2) 生活相談員 1 以上（介護員と兼務）

生活相談員は、利用者とその家族に必要な相談援助を行うと共に、適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整、関係機関との連携に必要な役割を果たし、従業者へ通所介護計画作成や計画に添って適切にサービスを提供する為の指揮・指導・助言等を行います。

- (3) 看護職員又は介護職員 1 以上（他事業所と兼務）

看護職員は利用者の健康状態を把握し、健康、保健衛生上の管理に努めます。
介護職員はそれぞれの利用者の心身の状況を理解し計画に添ったサービスの

提供を行い、その実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

- (4) 機能訓練指導員 1 以上（他事業所と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

* 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち 1 人以上は常勤。

第 3 節 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第 5 条 指定認知症対応型通所介護の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 営 業 日 | (月・火・水・木・金・土) |
| (2) 営 業 時 間 | 8：30～18：00 |
| (3) サービス提供時間 | 9：20～16：30（7 時間以上 8 時間未満）
9：20～17：30（8 時間以上 9 時間未満） |
| (4) 休 日 | 8 月 15 日（1 日間）
12 月 31 日～1 月 2 日(3 日間) |

* 居宅介護計画に沿ったものであれば、休日の利用もできます。

* 天候等の都合により、休日及び感染症の状況により提供時間を変更することもあります。

第 4 節 指定認知症対応型通所介護の利用定員

（利用定員）

第 6 条 指定認知症対応型通所介護の利用定員は 1 日 10 人以下とする。

第 5 節 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

（ サービスの内容 ）

第 7 条 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、併設型指定認知症対応型通所介護事業所計画書の計画に基づき次のとおりとします。

- (1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行います。

ア) 排泄の誘導・介助

イ) 移乗・移動の見守り・介助等そのほかの必要な身体介護

ウ) 養護（休養）

- (2) 健康状態の確認

体温、血圧測定等の健康チェックを行います。

- (3) 機能訓練サービス

利用者が、日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行います。

- (4) その他、利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供します。

ア) 日常生活動作に関する訓練

- イ) レクリエーション
- ウ) 行事活動
- エ) 体操
- オ) 趣味活動
- カ) 筋力向上訓練
- キ) その他

口腔衛生、摂食、嚥下機能に関する課題に対しての必要なサービスを行います。

- (5) 送迎サービス
- (6) 入浴サービス
- (7) 食事サービス

ア) 栄養士の献立表により、栄養並びに利用者の身体的状況及び、嗜好を考慮し提供します。

イ) 利用者の自立支援のために離床して食事を摂ることを原則とします。

ウ) 自力で食事を摂ることが困難である方には食事介助をします。

エ) 外出・行事。その他業務上お弁当になる場合もあります。

- (8) 相談、助言

利用者やそのご家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

(利用料等の受領)

第8条

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証記載の額とします。
- (2) 前項に規定する費用について、法定代理受領サービス以外の場合には介護報酬の告示上の額を徴収します。法定代理受領サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と思われる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとします。
- (3) 指定認知症対応型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができます。

ア) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

イ) オムツ代 実費とします。

ウ) 食事の提供に要する費用

昼食 1食 380円(おやつ代含) 夕食 1食 380円

エ) 前号に掲げるものの他、事業所において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費とします。

- (4) 指定認知症対応型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

第6節 通常の事業の実施地域

第9条 通常事業を行う実施地域は、次のとおりとします。

- (1) 原則として鹿児島県大島郡伊仙町

第7節 サービス利用に当たっての留意事項

(利用者負担金及びその変更)

第10条 利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める利用単位毎の利用料をもとに利用ごとに算定された利用者負担金を支払ものとします。

- 2 事業者は、提供する認知症対応型通所介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 3 利用料金、利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものは、契約期間中にこれが変更になった場合には、関係法令に従って改定後の利用料金が適用されます。

(その他の運営についての留意事項)

第11条 利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとします。

- (1) 利用日に身体的異常があった場合には、利用は控えて頂き電話での連絡をすることとします。
- (2) 事業所での利用中に身体的異常が発生した場合、主治医に連絡するとともに、看護職員による応急処置を行うが、病院受診等は原則として家族が行うこととします。
- (3) 持ち物、衣類等の所持品についての紛失、破損については責任を負わない事とします。また、必ず持ち物には記名をお願いします。
- (4) 事業所内での食事については、持ち帰らないこととします。
また、事業所で用意した以外の食べ物等の持ち込みによる事故等が発生した場合、責任を負いません。(無断による飲食物の持ち込み禁止)
- (5) 故意による器物の破損、損傷は禁止します。
- (6) 決められた場所以外での喫煙は禁止します。
- (7) 以下の行為は禁止します。
- ア) 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - イ) 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ウ) 職員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

(8) 通所介護計画書に計画されていないサービスの要求にはお応え出来ません。

＊サービス提供時間内での介護員による理美容サービス、外出、指定場所以外への送迎等

(介護サービス契約の修了)

第 12 条 事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することとします。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用者負担金を 2 カ月以上滞納し、再三にわたり未納金についてのお支払いをお願いしたにも関わらず支払いの目途が立たない場合。
- (2) 職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった時。

＊上記 (2) により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

(利用者の解約権)

第 13 条 利用者は、事業者に対して契約修了希望日の 2 営業日前までに通知することによりこの契約を解約することができます。この場合において事業者は、利用者に対して文書による通知を求めることができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事がある場合は、ただちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない時。
- (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った時。

(苦情・相談の対応)

第 14 条 事業者は提供した指定通所介護サービスに係る、利用者及び家族からの苦情・相談を受ける窓口を設置し、公平、公正、迅速、かつ適切に対応します。

2 市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、市町村等の求めがあれば、その内容を報告します。

3 事業者は苦情・相談を受けた場合には、その内容等を記録します。

(代理人)

第 15 条 利用者は、自らの判断による契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときはあらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(裁判管轄)

第 16 条 この契約に関する紛争は、利用者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(虐待防止及び権利擁護)

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に次の措置を講じます。

- (1) 事業者における高齢者虐待を未然に防止するため、倫理規定、マニュアル等を定め、指針を整備し、職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止の普及・啓発するための研修を実施し、普段から人権意識を高め、あわせて職員の資質向上を図る。
 - (3) 担当者を置き、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかにこれを市町村に通報するものとします。

(その他)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 8 節 緊急時等における対応方法

(緊急時および事故発生時における対応方法)

- 第 19 条 指定認知症対応型通所介護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態・事故が生じたときは、速やかに主治医・関係諸機関に連絡する等の措置を講ずるとともに家族・事業所に報告し市町村・担当居宅介護支援事業所に、速やかに連絡するようにします。
- 2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
 - 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
 - 4 緊急時および事故発生時における対応は「事故に関するマニュアル」「緊急時の対応マニュアル」にのっとり対応します。

第 9 節 非常災害時の対応

(非常災害対策)

- 第 20 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、別途に定めた「社会福祉法人 徳之島福祉社会災害対策要綱」に則り対応を行います。
- (1) 防火管理者は、徳之島福祉会防火管理者とします。
 - (2) 非常時発生に対しては地域の方に避難誘導協力を委嘱しています。
 - (3) 平常時避難訓練は年数回、デイサービスと合同で実施します。
 - (4) 消防用設備は年 2 回の点検を行い、その結果を年 2 回消防署に報告します。

第 10 節 その他運営に関する重要事項

(提供拒否の禁止)

第 21 条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。

(サービス提供困難時の対応)

第 22 条 事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じます。

(受給資格等の確認)

第 23 条 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとします。

2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めます。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 24 条 事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 25 条 事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 26 条 事業者は、サービスの開始に際し、介護保険法第 41 条施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定認知症対応型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行なうために必要な援助を行います。

(居宅サービス計画に添ったサービスの提供)

第 27 条 事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に添ったサービスを提供します。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第 28 条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行います。

(サービスの提供の記録)

第 29 条 事業者はサービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載します。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 30 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

(利用者に関する市町村への通知)

第 31 条 事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 32 条 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておきます。

- 2 原則として従業者の毎月の勤務表を作成し認知症対応型通所介護事業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員・看護職員及び介護職員の配置、管理者との業務関係等を明確にします。
- 3 事業者は、事業所の従業者によってサービスを提供します。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 4 事業者は、従業者の質の向上のために、その研修の機会を確保します。

(1) 採用時の研修

ア) 採用時研修：任用期間（3ヶ月以内）に、当該事業所においてすみやかに研修を行います。

イ) 継続研修：定期的な事業所内研修及び事業所外研修へ参加します。

(2) 職 業 的 論 理：毎月の計画の中で介護・苦情相談・情報保護・リスクマネージメント等について事業所内において研修を行います。

(3) 専門的技術の習得：当該事業所において勤務を通して随時専門的技術の研修を行います。

(4) 専門的・科学的知識・他施設・島内外の研修

(定員の遵守)

第 33 条 事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行なうことはいたしません。

(衛生管理等)

第 34 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

2 事業者は、当該事業所において食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保ちます。

3 空調設備等により施設内の適温の確保に努めます。

(地域との連携等)

第 35 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当っては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

(掲示)

第 36 条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型通所介護員等の勤務の体制、苦情・相談・事故処理の体制・手順、その他の利用申込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

(広告)

第 37 条 事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものにならないようにいたします。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 38 条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益

を供与しません。

(秘密保持等)

第 39 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を採用時から退職後においても漏らさないことを雇用契約時において宣誓します。

2 事業者は、サービス担当者会議あるいは本人へのサービス提供に必要な利用目的に、情報を用いる場合は予め利用者及び家族の同意を文章において得ます。

(情報の保護)

第 40 条 事業者は「より質の高いサービスの確立」を目指し、利用者・家族・職員・実習生等の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護するよう、個人情報の適切な取得と整備、保護、管理について適切かつ慎重に取り扱います。

2 第三者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ます。

3 個人情報の取り扱いは「個人情報保護マニュアル」にのっとり対応します。

(会計の区分)

第 41 条 事業者は、指定認知症対応型通所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分します。

(記録の整備)

第 42 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から(1)・(2)は5年間(3)・(4)・(5)は2年間保存します。

- (1) 認知症対応型通所介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基本取扱方針)

第 43 条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(具体的取扱方針)

第 44 条 指定認知症対応型通所介護の方針は次に掲げるところによるものとします。

- (1) 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとします。
- (2) 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行います。
- (3) 指定認知症対応型通所介護の提供に当っては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行ないます。
- (4) 指定認知症対応型通所介護従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当っては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当っては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行ないます。原則として、身体拘束ゼロとします。
- (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。又、必要に応じ、その方々のもつ認知症の特性に対応したサービスの提供が出来る体制を整えます。

この規程は、指定日から施行する。

平成 18 年	4 月	1 日
平成 19 年	5 月	1 日一部変更
平成 24 年	4 月	1 日一部変更
平成 25 年	10 月	1 日一部変更
平成 26 年	9 月	1 日一部変更
平成 27 年	2 月	1 日一部変更
平成 31 年	4 月	1 日一部変更
令和 5 年	9 月	1 日一部変更
令和 6 年	4 月	1 日一部変更